

【質疑に対する回答】
知と交流の拠点施設整備基本設計業務

令和8年1月29日

提出された質疑について、次のとおり回答します。

番号	項目	質問内容	回答
1	【実施要領】 4 参加資格 (1)、(6)	実施要領 4ページ 4 参加資格において、 (1) プロポーザル実施公表の日において、四日市市請負工事入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）の「建築関係コンサルタント」に登録されているもの。 (6) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。なお、単体企業および設計共同体の代表構成員は、一級建築士の資格者が3人以上在職していること とあります（1）の要件を満たす支店等が（6）の要件を満たさないが、他の本店・支店等が（6）の要件を満たす場合参加は可能でしょうか。	ご質問の場合については、参加資格の要件は満たさないものとなります。
2	【実施要領】 4 参加資格 (7)	評価要領において「過去15年以内（平成22年度以降）」とありますが、当該期間の判定基準は、新築の基本設計又は実施設計に関する設計業務を完了した時点を指すのか、それとも建築物が竣工した時点を指すのか、ご教示お願い致します。	新築の基本設計又は実施設計に関する設計業務を完了した時点で判断します。
3	【実施要領】 1 業務の目的	「都市計画決定及び都市計画事業認可の取得を予定している」と記載がありますが、これらに関する業務は対象外と考えてよろしいでしょうか。	都市計画決定及び都市計画事業認可に係る申請手続きについては本市が行いますが、手続き上で必要となる図面等については、基本設計を踏まえて作成していただきます。 また、協議に伴う関係部署との打合せについて、監督員が必要と判断した場合には同席いただきます。
4	【実施要領】 1 業務の目的	別途発注を予定している「発注支援業務」とはどのような業務でしょうか。実施設計の監修業務と考えてよろしいでしょうか。	デザインビルド方式での発注に向けた、要求水準書作成やプロポーザル支援等の発注支援業務となります。
5	【実施要領】 1 業務の目的	基本設計業務終了後、デザインビルドの監修業務は予定されておりますでしょうか。	デザインビルド方式における監修業務について、現時点では予定しておりません。
6	【実施要領】 4 参加資格 (7)	参加資格として「同種の用途を含む延べ面積2000m ² 以上～」との記載がありますが、同種の用途部分の面積は問わないと考えてよろしいでしょうか。（例：図書館部分=500m ² 、その他部分=3000m ² など）	ご認識のとおりで問題ありません。
7	【実施要領】 4 参加資格 (2) ウ	審査委員会、審査委員の構成をご教示ください。	審査委員会、審査委員の構成については、本市における「プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき非公表となります。
8	【その他】	補助金獲得の予定はございますでしょうか。また、補助金獲得に関する支援は今回業務の対象外と考えてよろしいでしょうか。	国土交通省による都市構造再編集中支援事業の活用を想定しています。 補助金申請の手続きについては本市が行いますが、手続き上で必要となる図面等については、基本設計を踏まえて作成していただきます。

番号	項目	質問内容	回答
9	【特記仕様書】 II 一般事項 1.	「II 一般事項」欄に「打合せは、原則として管理技術者立ち合いのもとを行うこと」とありますがWEB出席でも可と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。 ただし、基本設計を進める上で重要な場面などにおいて、監督員が必要と判断した場合には現地参加していただきます。
10	【特記仕様書】 IV官公署その他への手続き	「IV官公署その他への手続き」欄に計画通知、中高層条例、ユニバーサルデザインについての記載がありますが、今回は基本設計なので業務対象外と考えてよろしいでしょうか。	IV官公署その他への手続きに記載の各種申請手続きについては業務対象外です。ただし、I. 3 設計業務内容及び範囲に記載の法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせについては、受託者の責任において行ってください。
11	【特記仕様書】 VI 設計者への提示資料	「VI 設計者への提示資料」のうち、(1) 敷地測量図、(2) 知と交流の拠点施設（新図書館等拠点施設）の整備方針、の2点については質疑回答時にご提供頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	(1) 敷地測量図については、契約後にデーター式を提供します。なお、事業範囲に関する資料については、実施要領10ページ「7 手続き等に関する事項 (2) イ」に記載のとおり、貸与を希望する場合は、プロポーザル資料交付期間に所定の手続きをお願いします。 (2) 知と交流の拠点施設（新図書館等拠点施設）の整備方針については、本ホームページに掲載してある「知と交流の拠点施設整備方針」と同一資料となります。
12	【整備方針】 12. 整備費用	「12. 整備費用」欄に「ホール（可動席）の延べ床面積900m ² 程度に相当する整備費用については10億円の範囲で整備するものとする」とありますが、理由をご教示頂けますでしょうか。（全体金額だけでなくホール部分の整備費用を個別に定めている理由）	「知」の空間（図書館）を施設の中心として位置づける中で、「交流」の空間（ホール）については、構造や設備などの考え方が図書館とは大きく異なることを踏まえ、拠点施設全体の延べ床面積の中からホールの収容人数等を勘案し、ホール部分の整備費用の目安として設定したものとなります。
13	【整備方針】 5. 多世代交流機能の整備方針 (3)	「5. 多世代交流機能の整備方針 (3) 整備方針」欄にホールの収容人数は200人程度とありますが、「中心市街地拠点施設整備基本計画」のP22の表最下段に「イベント空間は最大300人程度収容」との記載があります。ホール収容人数は200人程度との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。
14	【実施要領】 4. 参加資格 (7)、(8) 【審査要領】 3. 一時審査の評価項目等 【参加表明書等作成要領】 2. 特記事項 (c) ③	参加表明書等作成要領 2(c) ③について、「・対象業務の中に、意匠設計、構造設計、設備設計の一連が含まれている業務のみを対象とする」とありますが、同種を含む複合建築物にて構造設計者のみ他社となっているものの、当社担当範囲において当社の構造設計一級建築士が計画に従事、業務の取り纏めを行っている場合、それを証明する書類を提出することで、上記記載の「一連が含まれている実績」としますがよろしいでしょうか。構造担当技術者以外の配置技術者（意匠もしくは設備）について、当該実績での提出を検討したいと考えております。	単体で受注した設計実績の場合、他者が構造設計に関する業務を受注するなど、意匠設計、構造設計、設備設計の3つの分野の一部でも他社が受注していると、評価対象の実績とはなりません。 ただし、エキスパンションジョイントで構造上分離した建物で、構造上1棟となる部分全てを設計しており、その部分のみで参加要件の規模等を満足する場合は評価対象の実績となります。 また、共同企業体で受注した設計実績の場合、意匠設計、構造設計、設備設計の一連が含まれている業務を共同企業体で受注し、代表構成員として参画していれば、他の構成員が構造設計を担当していても評価対象の実績となります。
15	【参加表明書等作成要領】 2. 特記事項 (d) ⑥	参加表明書等作成要領 2(d) 添付書類6について、PUBDISの登録や業務計画書における業務体制表などがない場合は、自社代表者名で発行する業務従事者証明（任意書式）を提出することによろしいでしょうか。他官庁のプロポーザルで証明実績のある書式を使用したいと考えております。	任意様式を用いた自社代表者が証明する実績についても認めます。
16	【参加表明書等作成要領】 2. 特記事項 (c) ②、(d) ⑤	参加表明書等作成要領 2(c) 添付書類2 および (d) 添付書類5について、検査報告書や業務完了通知書等がない場合は、自社代表者名で発行する業務完了証明（任意書式）を提出することによろしいでしょうか。	民間業務実績については、任意様式を用いた自社代表者が証明する実績についても認めます。

番号	項目	質問内容	回答
17	【参加表明書等作成要領】 2 特記事項 (d) ④	参加表明書等作成要領 2 (d) 添付書類4 について、延べ面積、階数、構造が記載がない場合は、基本設計又は実施設計の成果品の建物概要の資料で、必要部分にマーキングしたものを添付することでよろしいでしょうか。（金額の表記等、守秘義務上で表示できない部分は非表示となります。以下、他の質問についても同じ。）	基本設計又は実施設計の成果品の建物概要の資料で、必要な部分にマーキングしたものについても認めます。
18	【参加表明書等作成要領】 2 特記事項 (d) ④	参加表明書等作成要領 2 (d) 添付書類4 について、「延べ面積（複合用途建築物の場合は対象用途の面積）」の記載がありますが、実施要領 P5 4 (8) (イ) の実績に「・過去15年以内（平成22年度以降）に、同種又は類似（※3）の用途を含む延べ面積 2,000m ² 以上かつ地上部の階数が2階以上の建築物に係る新築の基本設計又は実施設計に関する業務実績」とあります。面積は、「同種又は類似（※3）の用途を含む延べ面積 2,000m ² 以上かつ地上部の階数が2階以上の建築物」の延べ面積が分かる部分、と読み替えてよろしいでしょうか。	5. 参加表明書等作成要領 2 (d) ④添付書類4 について、「（複合用途建築物の場合は対象用途の面積）」が誤記となりますので、当該部分を見え消しで修正した「参加表明書等作成要領【1/29修正】」を、本日付でホームページに掲載しました。
19	【参加表明書等作成要領】 2 特記事項 (d) ④	参加表明書等作成要領 2 (d) 添付書類4 について、構造担当者の添付書類について高さの分かる資料は必要でしょうか。必要な場合は、基本設計又は実施設計の成果品の建物概要や断面図等で高さの分かる部分にマーキングして提出することよろしいでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。 5. 参加表明書等作成要領 2 (d) ④添付書類4 について、『高さ等』の文言を追記した「参加表明書等作成要領【1/29修正】」を、本日付でホームページに掲載しました。
20	【参加表明書等作成要領】 2 特記事項 (d) ④	参加表明書等作成要領 2 (d) 添付書類4 について、今回実績となる「同種又は類似（※3）の用途を含む延べ面積 2,000m ² 以上かつ地上部の階数が2階以上の建築物」の設計業務を行い、完了して竣工していますが、既設建物の解体等の業務が同一契約で残っているため、業務全体の完了通知の代わりに、「同種又は類似（※3）の用途を含む延べ面積 2,000m ² 以上かつ地上部の階数が2階以上の建築物」が竣工したことを示す建築主のHP、仮使用認定通知書、工事監理報告書を添付することで対象建物の設計完了を証明しますがよろしいでしょうか。	参加表明書等作成要領 2 (d) ④ 添付資料4 に記載の契約書・確認申請書のほかに、確認済証、仮使用認定通知書、検査済証、発注者による証明書（任意書式）等により、当該部分の設計の履行を確認できる場合には、実績として認めます。
21	【実施要領】 7 手続き等に関する事項 (5) イ.	実施要領 P11 (5) 「ファイルに綴じること」、とありますが、ファイルそのものには表紙、背表紙ともに記載は不要と考えてよろしいでしょうか。（記載すべき文字がある場合はご指示ください。）	ファイルそのものの表紙や背表紙には、本業務委託名や会社名、及び会社名を類推できる固有名詞、ロゴ等の記載等は行わないようお願いします。
22	【様式集】 様式A-4イ号	様式A-4イ号 管理技術者の業務実績報告書の⑦業務実績（評価対象：管理技術者の実績）3がありますが、この欄には同種か類似或いは種類は問わない主要な業務について記載するのか、何を記せば宜しいでしょうか。	様式A-4イ号の⑦欄については、審査要領7ページに基づき、過去15年以内（平成22年度以降）に、『管理技術者として同種』の用途を含む延べ面積2,000m ² 以上かつ地上部の階数が2階以上の建築物に係る新築の基本設計又は実施設計に関する業務実績があれば記載してください。 なお、様式A-4イ号の⑥欄に記載の業務実績と重複しても構いませんが、⑦欄に記載されていない場合には評価されません。
23	【様式集】 様式A-4イ号～～号	様式A-4イ号～様式A-4～号の業務実績の〇年〇月～〇年〇月には設計業務履行期間を記せばよいでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。
24	【様式集】 様式A-3号、 様式A-4イ号～～号	すべての業務実績報告書の延べ床面積を記す欄には施設の延べ床面積を記載するものと考えますが宜しいでしょうか。（対象施設内の、同種或いは類似の用途部分の床面積を記す必要はないと考えて宜しいでしょうか。）	ご認識のとおりで問題ありません。

番号	項目	質問内容	回答
25	【実施要領】 4 参加資格 (2) ウ	審査委員会につきまして実施要領「P4-4-(2)-ウ」及び、「P13-8-(4)」に参加資格に係る事項及び、資格の喪失に関する事項を記載頂いておりますが、委員の公表が御座いません。公表頂く事は可能でしょうか。ご教示をよろしくお願い致します。	審査委員会、審査委員の構成については、本市における「プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき非公表となります。
26	【実施要領】 7 手続き等に関する事項 (5) イ.	実施要領「P11-7-(5)-イ」提出書類のまとめ方について (a) ~ (f) 電子データの備考欄に記載されていますが、PDFデータは各様式毎のデータとそれらを一式にまとめたデータを提出するという理解でよろしいでしょうか。また、前者のデータは様式A-4については各担当者ごとのPDFデータとすることによろしいでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。
27	【様式集】 様式A-2号	(様式A-2号) の資格者数について、複数の資格を所有する人は各資格者数に計上することによろしいでしょうか。	ご認識のとおりで問題ありません。
28	【実施要領】 4 参加資格 (8) ウ	プロポーザル実施要領 P5 (8) 配置予定技術者に対する要件 配置予定技術者の要件に記載のある分野（統括、意匠、構造、電気設備、機械設備）以外の分野で、本業務において必要と考えられる新たな分野の技術者については、協力事務所より配置して差支えありませんでしょうか。	配置予定技術者としては、建築設計統括技術者（管理技術者）、建築意匠担当技術者、建築構造担当技術者、電気設備担当技術者、機械設備担当技術者、積算担当技術者の6人の配置を要件としており、このほかの技術者を協力事務所から配置することについては問題ありません。
29	【実施要領】 7 手続き等に関する事項 (6)	プロポーザル実施要領 P11 (6) 一次審査の結果通知 一次審査結果通知書の交付方法についてご教示ください。（電子メール、郵送等）	一次審査結果通知書については、郵送による交付に加えてメールにて通知します。
30	【参加表明書等作成要領】 2 特記事項 (c)	参加表明書等作成要領 2 特記事項 (C) 業務実績報告書 業務実績報告書への添付資料1と添付資料2について、PUBDISのみの提出で差支えありませんでしょうか。要領に記載のある項目については網羅されていると考えております。	ご認識のとおりで問題ありません。
31	【参加表明書等作成要領】 2 特記事項 (d)	参加表明書等作成要領 2 特記事項 (d) 配置予定技術者の業務実績報告書 添付資料4、添付資料5について、PUBDISのみの提出で差支えありませんでしょうか。 要領に記載のある項目については網羅されていると考えております。	ご認識のとおりで問題ありません。
32	【実施要領】 4 参加資格 (2) ウ	プロポーザル審査要領 P3 2. 特定方法 「審査委員会」を構成する委員の方について人数やご所属先などの情報を開示いただけますでしょうか。	審査委員会、審査委員の構成については、本市における「プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき非公表となります。